

平成24年度 第4回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日 時 平成25年2月4日(月) 午前9時30分～午前11時53分

場 所 市役所南庁舎3-2会議室

出席委員	会長 大瀨 賢一朗	副会長 野田 寧宏
	北川 利子	迫田 義一
	棚橋 和子	所 洋士
	広瀬 真人	青木 富士夫
	高田 里美	松井 欽弥
	高木 等	高井 政敏
事務局	環境水道部長 鹿野 政和	上水道課長 伊藤 弘美
	下水道課長 相浦 要	上水道課総括課長補佐 小森 一
	上水道課課長補佐 小森 順子	
傍聴人	なし	

1. 審議内容

上水道料金のあり方について

(事務局伊藤) おはようございます。本日は、お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。急な会場変更をし、ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございません。ただ今から第4回瑞穂市上下水道事業審議会を開催いたします。会議に先立ち会長よりあいさついただきます。

(大瀨会長) 第4回の審議会に入ります。当初の審議会で大體、4回くらいを目処にということでしたので、本日、上水については、それなりの結論が出せればと考えております。よろしく申し上げます。

(事務局伊藤) 本日の出席者委員は、12名です。審議会条例第6条第2項により、この審議会が成立したことを報告いたします。

(大瀨会長) 議事録は原則公開となりますのでよろしくお願いいたします。また、会議も原則公開となりますので、傍聴に反対のご意見はありますでしょうか。傍聴の方が、ございましたら入っていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(委 員) はい。

(大瀨会長) 事務局のかた、ご確認をお願いいたします。

(事務局小森) いらしゃいません。

(大瀨会長) それでは、議事に入ります。第3回議事録の確認をお願いいたします。議事録で何か修正等がありましたら、お申出をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委 員) はい。

(大濱会長) 今回の審議は、前回の審議の修正資料等を事務局より説明いただき、質疑応答を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。
それでは、事務局、資料の説明をお願いします。

(事務局伊藤) 前回審議会後に、1月17日付けで、松井委員より、意見、ご質問の文章をいただきました。その中で、次回審議会、冒頭で説明くださいとのことでしたので、説明させていただきます。

まず、ご意見、ご質問の主旨といたしまして、8点のご質問、ご意見でしたが、事務局で3点に取りまとめいたしました。1点目として、財政計画で、収益的収支と資本的収支を切り離し、資本的収支の赤字を無視した形になっている。収益的収支のみで健全経営という判断をされているのはなぜか。2点目に、他の自治体では、耐震計画の前倒しで、予算計上するケースがあるのに、瑞穂市では、地震に対してどんな考えを持っているのか。耐震化を進めるべきではないか。3点目に、結論有りきで審議を進めているのではないか。現行の水道料金体系の妥当性等について、もっと協議に時間をかけて議論を尽くすべきではないか。という内容でした。

1点目、健全経営、財政計画の妥当性の判断についてですが、第4回審議会の資料として、水道事業会計、公営企業会計の特徴と仕組みをお示ししています。この中で、収益的収支と資本的収支を切り離して経理しなければならないこと。収益的収支の状況や補てん財源が確保できていることから、健全経営と判断していることなどを、後ほど説明させていただきます。第1回、第2回の審議会においての、概要説明が不十分であったため、ご理解いただけなかったのかと思います。今回の資料により再度説明させていただきます。管路の耐震化事業計画ですが、管路の更新化計画で進めさせていただきます。

第2回審議会資料の中に、水道料金に関する諮問説明書を配布いたしました。今後も健全な経営状態を維持しつつ、昨今、課題となっている耐震化への対応などにも配慮し、現行の料金体系を維持していきたいと考えており、委員の皆様にご検証していただきたいと考えております。水道施設の耐震化は、重要な課題と考えています。ただし、財政状況や上水道課の人員配置などから身の丈にあった、健全な経営を考慮しますと、建設改良費としては、2億円程度が妥当で、2億5千万円程度までが限度であると考え、年度割の財政計画などの資料を作成し、修正させていただきます。第2回、第3回資料を比較いたしますと、第3回資料は、事業の進捗率が下がったことは事実ですが、事業費のまかない方や技術的及び実質的な実施の可能性などを考慮して、作成、修正しております。とはいえ、当市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、主要施策として水道施設の耐震化を推進するため、財政、人事両面から支援調整を市当局と行い、事業の進捗率を、早期に少しでも上げるような必要があると捉えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に審議会における議論についてですが、景気低迷が長引いている現在、一般家庭、企業を問わず、生活に直結した水道料金を値上げ改定するのは、いかがなものかという思いがあり、先にも述べましたと

おり、現行の料金体系を維持していきたいと諮問させていただいております。現行の料金体系を維持する方向で審議をしていただき、それについて、賛否、あるいは条件などの付帯意見を答申としてまとめることが妥当ではないかと考えて、資料作成しております。決して、結論有りきということで、審議会を開催しているつもりはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。質問やご意見が少なかつたのも事実ですが、審議がつくされていないのはどうかとも思っています。今回の審議会の資料に、第3回での、委員の皆様のご意見をまとめたものを添付いたしました。現行料金体系を維持してほしいという主旨のご意見が多かつたのではないかと考えております。そこで、委員の皆様のご意見を参考に、今回、答申書の素案をお示しいたしました。第4回審議会で、その内容を十分にご協議いただけないかと考えております。

それでは、本日の資料について

(青木委員) 松井委員からご意見があつたんですね。ご意見を披露しておしまいですか。

(事務局伊藤) 事務局でまとめましたが、審議を進める中や、今でも松井委員さんからご意見をいただければと思いますが。

(松井委員) 結構です。

(青木委員) 私も若干そのように思いますね。進め方において。今まで資料がなく、修正をやったりして、議論をしてないのではないのでしょうか。現行の意見が多かつたと言われるが、本当に皆、意見を言ったんでしょうか。結論有りきという感じを受けます。今の進め方もそのように感じます。松井委員の意見があつて、事務局の答えを言われるだけで進めるのはどうでしょう。会長どうでしょう。

(大濱会長) 私の議長としての考え方ですが、説明が終わつた後に、もう少しご発言いただけるのがいいのではないかと思います。今までは、資料をいただき、理解して、今日がそういう場ではないのかなあとと思います。

(青木委員) 意見交換を多くしたほうがいいと思います。せっかく、事前にご意見があつたのなら、今までの進め方に異を唱えられたと思います。一方的に返答があつただけで、次へ進めていくのは、松井委員の意見はどうなつたのかということです。進め方に少し疑問を感じました。

(大濱会長) 今日の資料は、松井委員の。

(事務局伊藤) はい。第1点目、収益的収支と資本的収支について、分けて経理をしなさいということ。資本的収支の方が、収入に対してがずいぶん大きい。そこをどのように取り扱うのかということ、ご説明するのが良いのかということで、資料をお示しいたしました。

本日の資料の確認が後になりました。

(資料確認)

本日、机上に配布いたしました答申案の差替え資料の変更点は、委員名簿ですが、住所や生年月日等が記載してありましたので削除いたしました。答申案文を変更いたしました。答申案に資料1・2と記載いたしました。資料1の範囲、資料2の範囲が明確ではありませんでしたので、管路網関係の計画を別紙1、基幹管路の計画図、幹線管路の計画図を添付いたしました。財政計画を資料2といたしました。右上に付記いたし、修正いたしました。まず、水道事業会計、公営企業会計の特徴としくみですが、

(青木委員) 単刀直入に説明いただきたい。

(大瀨会長) 松井委員からご質問がありましたので、この説明ですね。

(事務局伊藤) 2頁をご覧ください。水道会計の仕組みを図解を掲載いたしました。「収益的収支」、「資本的収支」を分けて表示することは、法律等で定まっています。収益的収支は、収入として水道料金等、支出は主なものとして人件費等となります。また、支出を伴わない減価償却費等を経費として計上し、その差引残で利益が出ているのかどうかを判断しています。資本的収支は、設備投資等をするのに建設改良費の支出、企業債の借入の償還等を支出として見込みます。収入としては、分担金、水道への加入金等となります。財政計画にありますように、収益的収支については、数千万の黒字、資本的収支については、億という単位の赤字となっています。資本的収支の支出に対して、収入が不足する分については、減価償却費等の現実に支出を伴わない経費分を補てん財源として、不足分に充てることができるとなっていますので、補てん財源の使用可能額として表示をしています。不足が生じていないように、経営が健全であるかどうか判断しています。資料3頁6行目「資本的」を「収益的」に訂正ください。

ご意見、ご質問があればと思いますが、

(大瀨会長) 事務局より説明がありましたが、健全経営かどうかということでしたが、ご意見はありますか。

(大瀨会長) ご意見がありませんので、この部分については、これで終わります。次に耐震化計画ですが、耐震化計画を前倒し予算計上する市町があるが、瑞穂市はどうか、というご質問だったと思いますが、事務局からは、身の丈にあった進め方をし、大体年2億円程度で進められないかとの意見でしたが、委員の皆様、何かご意見はございますでしょうか。

(松井委員) 答申案、主要事業計画の5頁ですが、概算事業費を概算施工延長で割れば、1m当たりの単価がでるのかと思いますが、例えば、基幹管路網を見ますと、平成25年度は、単価84,000円ですが、26年度は、156,000円となっています。単価が上がっていますが、何か原因はあるのですか。

(事務局伊藤) 管路の管径により単価が変わってきます。施工場所、管径により単価が違ってくることになります。

(松井委員) わかりました。

(所委員) 身の丈にあった、2億円というお話ですが、本来であればどれくらいをやっていかないといけないのでしょうか。全体の話は、わかるのでしょうか。耐震済のところと、そうでないところがあるのですから。耐震化されていないところの総額があり、これを2億円で進めていくとこれくらいかかる。それでは、遅いのもう少し早くという判断ができるといいのではと思うのですが。

(事務局伊藤) 例えば、管路の更新計画に合わせて、管路を耐震化していこうということで、事業計画については、事業主体である市町が、計画を定めなさい、ということになっています。全体の事業費について試算し、身の丈にあった金額が、2億から2億5千万円であろうと考えております。今の事業の中で判断し、計画をたててやりなさいよということは決まっていますが、いつまでにどれだけやりなさいというような目標については、市町で定めなさいとなっているので、例えば、審議会などに諮り事務局において事業計画をたてて進めていくということです。

(所委員) 2億円だとどれくらいになるのですか。

(事務局伊藤) 全体の事業費がどれくらいかかるのか。それを年度計画をたてて、実際に実施していくには、どの程度になるのかということ、今回の審議会にあわせて財政計画を元に、ご説明しているところです。主要事業計画、水道事業の財政計画という事で、今回お示しいたしました。

(所委員) どこを見れば書いてあるのでしょうか。資料でわからないものですか。

(大瀧会長) たぶん、それについては示されていない。なぜかということ、耐震化計画が、市で定まっていない。事務局の案でして、13年とか、35年というプランだとこのような感じであるということではないのでしょうか。

(所委員) 2億円というのは、まさしく身の丈ということで。どうなるかわからないけれどということですか。そんな感覚という事でしょうか。

(大瀧会長) そうです。

(所委員) わかりました。

(事務局伊藤) 今回、協議用の資料とさせていただいているのは、水道料金のあり

方についてということです。答申案の資料1で、5頁の管路の更新計画は、審議会のために作成した資料ではありませんが。経緯をお話いたしますと、平成23年度、管路の更新計画を、業者委託でベースを作成いたしました。それにあわせて、財政のことも考えながら、今年度中に財政計画、年度割計画をたてるということで進めております。下水道において、料金について、審議会を開催しなければならないということでしたので、上水道もこれにあわせて、ご審議いただけないかということで、資料作成しました。まだ、公表していないものです。年度割計画については、経過資料として審議会におはかりしているものです。

(大瀨会長) 耐震化について、委員の皆様からご意見があればお願いしたいのですが。

(青木委員) 耐震化の更新ですが、基幹管路の13年としてありますが、13年後にどうなるのか、35年後にはどうなるのかではなくて、資金的なことから考えておられるということですね。

(事務局伊藤) まあそうです。

(青木委員) 基準などがあって作成されたのですか。

(事務局伊藤) 基準があってやっているわけではありません。

(青木委員) 資金的に考えられたということでしょう。

(事務局伊藤) 全体計画としては、やらなければならないことです。資金計画を考慮しながらお示しいたしました。

(青木委員) 耐震化としてどのような位置づけなのか、よくわからないということですね。たぶん効果的であるだろうと。資金的に考えるとこのようだった、ということですね。

(大瀨会長) 13年間大きな地震がなければということですよ。

(青木委員) 13年間、35年間で考えてみた。資金的に考えたということですね。このように進めれば、5年間何とか安定できるでしょうということですね。

(事務局伊藤) 捉え方としてはそういうことです。

(高木委員) 青木委員がおっしゃられたとおりで、当審議会に諮問される段階で、耐震化計画はできていない。という前提の中で、答申案を見せていただくと、5年間据え置くということがどうして出てくるのかということです。出している数字は、全てシミュレーションでしか

ありませんし、私たちは、出てしまったものは無かったことにはできないので、第1回の審議会の投資額と第2回の審議会の投資額はまったく違います。第1回目目の審議会では、私がお指摘いたしました、内部留保が、6年間で尽きてしまう。すなわち、減価償却費が尽きてしまいますから、大幅な値上げをするか、借金をするか、一般会計から出してもらわないといけない計画でした。なぜ、そのようなことになるかということ、耐震化計画がないからです。これではいけないということで、第2回において2億円という計画に引き下げられた。それであれば何とか5年間もちますね、ということで一瞬そのように見えたのですが、前回は議論があったところですが、今回の資料11頁 資本的収支関係の内訳のところ、前回と同様の数字になっている。内訳の資本的収入、市より毎年5千万円ずつ出資してもらうことを、前提として成り立つということです。9頁には、25年度から29年度は、1千万円ずつの出資なのです。前回このことを、会長さんも、おっしゃったのですが、料金を値上げする代わりに、市の一般会計から、4千万円ずつ余分に入ってくるからということで、料金を値上げしなくていい、という計画なのです。第2回目で出資金を増やすという方法をとられました。なぜ、何年間か料金を据え置けるとかの議論ができるのか私は、よくわかりません。極端なことを申しあげますが、しばらく審議会を停止して、耐震化計画、財政計画を作成していただき、再開していただく。市において意思決定されたものでどうするのかということ、論議しないといけないのではないのでしょうか。そのようにしてくださいと申しあげるつもりではありませんが。別添の資料によるといいですよというのは、出資金が大幅に増えている前提でいいですよと言っているのですから。市として決めていただかないと、議論のしようがないのではないのでしょうか。

(大濱会長) 答申書に出された時期についてありますが、ただ、市長の意向としては、できれば料金を上げたくないということで、工夫されているのかなとは思いましたが。私たちが仮に5年間上げなくていいと言った時に、次の5年間について議論していただかなければいけないと思いますので、このことは申しあげてきたつもりなのですが。

(青木委員) この計画は、市から別の資金投資が追加されているのですか。

(大濱会長) 5千万円になっています。

(青木委員) 独立採算制ではなくて、それが前提ということですか。

(大濱会長) 30年以降はそうですね。ぜひ皆様に議論していただきたいのですが。

(青木委員) 独立採算制でなく、税金を投入するわけですね。ここを議論することが大事なことです。議論を離れて申し訳ありませんが、震度6の地震が起こるといわれており、地震に対する対策を作成されなければいけないと思います。水道事業にかかわらず、市全体のことだと思います。地震が発生した時に、地震の被害はどうか。ということ

をしなければいけないのか。ポンプ車等、緊急時に何ができるのか、何をしなくてはいけないのかという計画が必要だと思います。また、耐震化計画はどのような位置付けにあるのか、そのような計画を作成されなければいけないのではないのでしょうか。答申案としては、料金のことなのでしょうが、これだけ地震のことが言われているのですから、水道事業について策定してほしいという答申の仕方もあると思うのですが。大きな柱として料金の問題もあると思いますが、審議会として大きな地震災害の時に、水道事業としてどのようなことをしなくてはいけないのか、という提言の仕方もあるのではないのでしょうか。もう一つの柱として、災害時に大きなお金がかかるのでしょうか、お金がないからといって、市より援助を仰ぐということを前提にすることはいいのでしょうか。資金が無ければ業務の見直しをしなくてはいけないのではないのでしょうか。経費の削減のために、組織の見直し等も考えられると思います。やるべきことをやって、どうしてもお金が必要であるので援助してほしいということになると思います。答申案の最後の方に、「市の財政的・人的支援を要望し」というのはおかしいのではないのでしょうか。答申案の要望に入れる必要はないのではないのでしょうか。

(大瀨会長) 人的なところは、耐震化を進めようとする人が足りないということではないのでしょうか。

(青木委員) それならば、市の業務、水道業務の見直しをすればいいのですよ。今のままで、耐震化をするから人が足りないということではないと思います。答申案の中に含むべきではないと思います。高木委員からのご指摘がありましたが、計画を示していただかないと、冷静な判断はできないと思います。

(大瀨会長) 私たちが今まで議論してきたことは、最終的に財政計画、耐震化スピードについては、身の丈に合わせるほかないということで、このことが、行政側のご意思なのかなと思います。皆様がこれをご覧になり、とりあえず5年間だけを見ていただき、5年間の耐震化スピードが、皆様に納得していただけるものなのかどうか。長期的に見ると、第2回審議会の財政計画を見ると、35年度以降から厳しくなることが予測されます。これを修正したのが第3回です。審議会を止めるのはどうなのか。

(広瀬委員) 皆様のご意見をお聞きしていて、今回の審議会の目的は、現行の水道料金をどうするのかということではないのでしょうか。水道事業の全般に対する審議会なのかどうかということです。これをやろうと思うと、このような生半可なことではいけないと思います。少し言い過ぎましたが。事業計画ですが、前回もお尋ねしましたが、他の市町村では、耐震化について前倒しで行っている。それについて、予算のない中での事業であり、行わなければならない公共事業なのだから、これについては、私は当然行政から予算は出すべきであると思います。通常の水道事業については、青木委員が言われたように、いろいろなコ

ストの削減は、必要であると思います。これについては、別の審議会となるのではと思いますが。

(青木委員) 水道料金は、5年間現状維持しますということですか。

(広瀬委員) それでいいのではないのでしょうか。

(青木委員) その後についてはわからないが、5年間は現状維持ですか。

(広瀬委員) それまでに考えるのではないですか。

(迫田委員) 5年間は、現行のまま据え置きますよ。それ以降は、行政から4千万円プラスしてもらおうか、料金を上げるかということを明記しておけばいいのではないのでしょうか。広瀬委員が言われたように、耐震化、防災については、別のところで考えるべきではないのでしょうか。2億円でいいのかどうか。現行は、2億5千万円くらいの費用が必要で、5年間は大丈夫だろう。それ以降は、補助が必要であるか、料金を上げなければいけないということが、ここに書いてあるのではないのでしょうか。

(青木委員) 今の現行はどれくらい。今の補助金、5年後の補助金はどれくらいなのですか。

(迫田委員) 資料を見ますと、1千万円で、平成30年から5千万円となれば、なんとかなるということですよ。

(青木委員) 確認ですが、いつから5千万円ですか。

(事務局伊藤) 平成30年度を目標に、1千万円を5千万円に。

(青木委員) 平成30年度ですね。

(迫田委員) ここでは、1千万円を5千万円に増やすとしていますが、料金を上げることも考えられますよね。行政より1千万円しか出せませんとなれば、料金を上げざるをえませんか。

(事務局伊藤) 可能性としてはそうですね。

(迫田委員) 答申の中にこのことを明記する必要があります。

(大濱会長) 広瀬委員より、耐震化についてきちんと決めていただいて、行政側が負担しなくてはいけない部分と、受益者側が負担すべき部分を分けて考えなければいけないのかもしれないかもしれません。確かに、水道料金についての審議会ではあります。

(青木委員) 水道料金というのは、水道事業の大きな柱ではないのでしょうか、5

年間ありきとして、その先は、どうなるかわかりませんというのは、かなり乱暴な議論ではないでしょうか。

(広瀬委員) 　私が先ほど申しあげたのは、耐震化ということ、全面的にこの事業計画に取り入れて行おうとしたら、水道料金を上げなければいけない。早く進めようとするば。

(青木委員) 　耐震化工事というのは、効果ということもあるかと思いますが、水道管を更新しても、破損することはありませんから。

(広瀬委員) 　耐震化工事について別に考えないと、この審議会は進まないのではないのでしょうか。

(大瀨会長) 　耐震化を公企業が行うのか。

(青木委員) 　もちろんやるのでしょうか。

(大瀨会長) 　もしかしたら、市が行う事業なのかもしれません。

(松井委員) 　諮問内容を見ると、耐震対策等を考え、市の水道料金のあり方について諮問しますとなっています。耐震化なしでは考えられないのではないですか。耐震化を考えないで、料金がこれで良いというのは、結論ありきで問題であると思うのですが。

(高木委員) 　広瀬委員と同意見です。耐震化計画については、当審議会の審議事項ではない。問題は、資料が、第1回目と第2回目で大幅に違う内容だったので。今、お示しいただいてる資料が最終であるということをして信じて、結論をどうするのかということだと思います。念押しをしているわけです。このとおりに耐震化が進むかどうかはわかりません。管理者がお決めになることですから。それを前提にするとどうかということをして明記すべきだと思います。迫田委員が言われたように、明らかに5年後は、値上げをするか、市の負担にするか、どちらかしかないのですから、シミュレーションの前提条件を踏まえて書くべきだと思います。先ほど、極論で止めた方がと申しあげたのは、ここで耐震化計画について議論することではないですからということ。考慮する前提は、今、示されている市の事業計画を、前提とすると料金をどうするかということを考えてくださいということが、諮問文を見ますと、そう読むことができますので、私もそのようなことで述べたということをして補足いたします。

(所委員) 　それでも足りないと思うのですが。会計にかかわる者ですので。見ている限り料金は、上げざるをえない結論しかないと思うのですが。そのあたりは、どのようにお考えでしょうか。見る限り、もともと独立採算ではないわけですから。当然、耐震化も含めて考えて、市から補助してもらおうということなので。管理責任はないのでしょうか。どこが耐震化についてやるのですか。

(事務局伊藤) 管理責任というのは、瑞穂市の場合は、管理者を市長がつとめています。法律上では、基本は独立採算であるということ。市からの一定要件を満たす場合の繰出金、ここで言いますと、出資金、事業負担金は、市から入れてもいいですよとなっています。

(所委員) 例えば出資金というのは、市のどこに載っているのですか。出資金というのはどういう意味ですか。後で回収するのでしょうか。

(事務局伊藤) 株式会社であれば、株式を買っていただいてということになるのですが、出資金というのは、市から水道事業に。

(所委員) 水道事業は出資されているからいいのですが、出資している方はどういう扱いなのでしょう。

(事務局伊藤) 一般会計より

(所委員) 歳出で出てしまうのではないですか。借入金とどう違うのかということ。

(事務局伊藤) 株式のような形で出資という事で入れる。

(所委員) 資産としてずっと残っていくのですか。回収はいつするのでしょうか。内部で貸し借りというのもおかしいですが、平成26年度から厳しくなるようです。もともと市がやっている事業であると思いますので、受益者負担について、市民のほとんどが水道を使用しているので、水道料金を無料にして、税金で行ってもいいのですが、使用量が違うので量に比例してということになるのでしょうか。5年後に耐震化をやりましようとなると、受益者負担を将来に先送りするわけですから。決まっていることであれば、直ちにやるべきことではないのでしょうか。けれども、無い袖は振れないのでということになるのではないのでしょうか。だから、後にするのはどうなのかと考えます。独立採算は厳しいと思いますので。

(大瀧会長) 他の市町と比べると優良企業なの。

(所委員) 受益者負担が、非常にわかりやすくなっています。だから、水道料金を上げないよという結論は、悪くはないと思うのですが、大丈夫だからとか、最初の絵の話は少しおかしいような気がします。資本投入をどんどん進めて、大丈夫だといういい方で進めるのはどうでしょうか。やらなくてはいけないのでしょうし、上げれないものは上げれないのしょうから。

(野田委員) 近隣市町の水道の耐震化はわからないのですか。

(事務局伊藤) 昨年度ですが、県に確認いたしました。県で集計は行っているが、

県下の全体状況については公表されていないとのことです。

(青木委員) 県へ聞きに行けば教えてくれないのでしょうか。

(事務局伊藤) 尋ねてこられてもお見せできないとのことでした。

(大瀨会長) 耐震化については、どこの市町村も、3・11以降の話であると思いますので、実際30年度から、市からの出資を受ければ、現行の水道料金でなんとかやっているとシミュレーションはできます。私たちの議論をどこを何までということになります。

(青木委員) 審議会の性格がよくわからなくなってきました。

(高木委員) 先ほど、所委員が上げざるをえない会計内容であると、おっしゃいました。これは、私の意見ですが、5年間上げなくても、内部留保は尽きない計画にはなっています。どのタイミングで、どのくらい上げるのかということは、裁量の余地のあるところだと思います。第3回の審議会において、瑞穂市民の委員の方々から、当面は上げないでほしいとのご意見がありました。これも重要な意見です。どのタイミングで、どの程度上げるのかというのは、別途検討事項で。上げないという選択は、当面はありうるだろう。私は、事前に送られてきた資料で、「5年間」という言葉が最初に出てきたことに、引っかけますした。「当面据え置く」ならわかりますが。事情変更というのは、耐震計画が確定したとか、財政状況によってもう一度見直しをする。値上げをすることもありますよということを書かないと、公的な出資金を増やさないとやっていけないことを、書くべきではないかという意見を持って、今日お邪魔しました。「5年間据え置き」に引っかかっています。直ちに上げるという意見は無かったと思います。

(大瀨会長) 市民の委員の皆様にご意見を、いただきたいのですが。

(所委員) 使用する人が払うのか、市民が払うのかという違いを、私は言いたかったのです。

(広瀬委員) 5年間と入れておくことは効果はありますよ。

(青木委員) 5年間というのはどこからでてきたのですか。

(事務局伊藤) 市長の諮問には入っていません。事務局で考えるにあたって、あまり長くてはどうかという事、目標期限を設けた方がいいのではないかという事です。

(青木委員) 諮問には、耐震化についても書いてあるのですから、耐震化について考えるのですよ。考えたけれど、どのような考え方をしたかは別の話です。

- (大濱会長) 耐震化については、計画を策定してからということ、絶対書かなければいけないと思います。
- (青木委員) 耐震化については、盛込めなかったと書くことです。大きな問題なので。このような状況であるということ、条件付きの5年間据え置きということもあるかもしれませんね。
- (事務局伊藤) 協議資料としてお示ししているのは、条件付きを踏まえて、案を作成いたしました。
- (松井委員) 現状は非常に厳しい状況であることを、私自身認識しておりませんでしたのでいけません、厳しい状況であることを、答申の内容として書くことです。既に、税金等を投入して成り立っているということですから。
- (大濱会長) この資料は、現行の水道料金を維持していくというシミュレーションです。これを見てどのように判断するかということ。これに対してどのように答申するかということで、議論をいただきたいと思います。今年の1月から税金が上がりましたし、消費税も上がるといわれています。諮問を受けた段階で、料金はあまり上げたくないのではないかと思います。上水道の審議会は初めてですから、状況がわかったということ。私自身の考え方ですが、弾力的に変えるような答申にすればいいのではないかと考えています。仮に5年間としてもいいのですが、状況によって5年間としたが、3年でよくないとしたら変えるというような答申でよいのではないかと考えています。とりあえず形を作って、上水について仮に答申書作成し、下水の審議に移って、下水道については、3回目の審議会ですから、答申の内容が違ってきます。下水については、具体的な料金体系になってきますから。あくまで上水について一度作成するという、私は、強く思っています。
- ここ数年間は何とかやっていけるが、料金の値上げが見えてきている。公費負担が見えてきている。このことは、答申書の中に、強く盛込む必要があると思います。耐震化を進めなくては行けないが、耐震化の資金が公営企業会計から出るには、仮に国が耐震化をなさないと行ってきて、水道事業者だけがやるのか。自治体と事業者がやるのか。自治体だけがやるのか。ここで水道料金の値上げということが出てくると、そんなことを踏まえて答申を作成したいと思います。皆さん何かご意見ございますか。
- (高木委員) 前回繰出し基準についてご説明があったと思いますが、もう一度ご説明ください。
- (事務局伊藤) 第3回資料のA4の両面印刷の資料をご覧ください。繰出しに関する法令ということで、地方公営企業法及び同施行令で、法第17条2に、経費の負担の原則、基本は独立採算であること。公営企業法第18条に、繰出しの方法があるということ。施行令第8条5項に、一般

会計で負担する経費ということで、どのようなものが一般会計からの繰出しの基準ということが定められています。また、地方公営企業繰出し金について、毎年、総務省より通知がありますが、第2回資料44頁から48頁でご説明させていただきました。繰出し基準により対象となる経費は、消火栓に要する経費、消火栓の新設改良、修繕に掛かる経費は一般会計にて総額負担すること。公共施設における無償給水という事ですが、瑞穂市の場合は有償で給水していますので該当いたしません。上水道の出資に要する経費で国庫補助の対象となった事業や、特別な災害対策、通常の耐震化に上積みして実施する事業、これを特別な災害対策としています。及び安全対策事業などで基準に該当する事業が出資の対象となります。これらについては、該当していないということです。本年度、宮田水源地において、地震時の緊急遮断弁を設置いたしました。これについては、基準に該当いたします。通常の管路の更新に合わせた耐震に適合した管の布設については、通常の耐震化となります。

(高木委員) 通常の耐震化については、市の負担ではありません。企業会計で独立採算で行いなさいということですね。

(事務局伊藤) 基準内で考えるとそのようになります。市の考え方で基準外で、どこまで出資の対象としていくかは、別に考える余地があるということです。

(高木委員) 義務ではなく裁量だということですね。

(事務局伊藤) はい。

(高木委員) 耐震化に莫大なお金が掛ることがずっとでてきましたが、これらは、耐震化というけれど管路の更新ですね。継ぎ手を替えるという普通の更新なので、独立採算で行うのが通常のルールということをして、地方公営企業法は言っています。ただし、この基準を超えて、市の判断で、上乘せでやられるのは、義務ではないが市の裁量であることが、今の説明であったということです。1千万円を5千万円にする、4千万円上積みは、まさにそのことだということです。前回の審議会でこの説明をいただきました。

(事務局伊藤) 瑞穂市における過去の事例で言いますと、基準外の部分で協議し、合併当時は、今より大きな金額を出資していました。当時は、耐震化について明確ではありませんでしたので、金額を減らしまして、今の1千万となっています。これを、耐震化という重要な事業と捉えて、今後、出資額を増やしてでも、上水道の事業の中で、耐震適合の管路に早く更新しなさいということは、市の裁量ということです。

(大濱会長) 1千万円から5千万円に増やすことは財政的にどうなのでしょう。

(事務局伊藤) 正式ではありませんが、前任部長、副市長には、このような資料を

提示していいかということで相談しています。

- (迫田委員) 話を覚えてしまいますが、耐震化計画について35年とか60年とありましたが、これがいいのか悪いのかということ、一度考えてもらわないといけないと思います。ここでは、資金的な面から考えていますが、防災としてこれでいいのかどうかということ、違う場所で考えてもらう必要があると思います。
- (所委員) 教育関係などは直ちにやりなさいというようなレベルがありますが、低いということですか。万が一、地震でずたずたになった時、誰の責任かという時どうなのかと思うのですが。
- (事務局伊藤) 耐震化について強く言われるようになったのは、阪神・淡路大震災以降です。また、東日本大震災以降さらに強く言われるようになりました。瑞穂市は、管路の更新計画、耐震を見越した計画がありませんでした。それで、管路の更新計画、耐震化のできていない施設があればという事で計画を作成いたしました。
- (所委員) 当然、税金を使うのですから、優先順位があると思うので、絶対やらなければいけないことがあるのですから、やっていけばいいと思います。やれる範囲でということになると思いますが。
- (大濱会長) 水道の耐震化の施策の重要ランクを上げていただくことを答申に明記することはできると思いますが。
- (事務局伊藤) 委員の皆様のご意見をまとめていただければいいと思います。
- (迫田委員) 震災時の水道の被害状況の想定はされていますか。それがないと耐震化をどこまで進めていく話もかみ合わないです。
- (事務局伊藤) 被災された地域の状況を見ていますが、震災時の被害状況についてのシミュレーションを作成しようとすると、莫大な費用をかけて委託しないと策定できないと思います。
- (迫田委員) 同じような規模の市町での、ここで起こり得る地震を参考にすることしかできないと思いますが、耐震化をどうするのかという計画を作らなければいけないと思います。その時の費用はこれくらいかかるから、行政からお金を出してもらわないといけないという話になるのではないのでしょうか。計画してもらわないといけないと思います。
- (事務局伊藤) ある程度の基準は国より示されていますが、地盤等にもよりますので、今入っている管の大半が、耐震という考え方でいくと、耐震管と言いきれないのではないかと思います。本当にそうであるかということ分からない部分ですが、心配であることは間違いありません。
- (迫田委員) お金は無い、被害の想定はできないということになると、それ以上

のことは、行政の考え方一つですね。これだけの資金力しかないから、これくらいの耐震化しかできないということになりますね。

(事務局伊藤) これは、私の個人的な意見ですが、耐震化が、5年10年で全体を行うことができればいいのですが、限られた資金の中で、どのように進めていくのか。方法としては、震災時に応急復旧、応急給水を考えた方がいいのではないかとということ。そのための、体制づくりについては、防災担当である程度シミュレーションしていますが、それぞれの担当でさらに詳細をシミュレーションするということにはなりますが、どの程度まで考えているのかということ、委員の皆様のご意見を伺いながら、答申としてまとめたものを市長に提出いただき、さらに担当が協議し、体制づくりをすることになります。委員の皆様の意見を伺いながら、参考にし、今後さらに、改善すべきところは改善していくということで進めていけたらと考えています。

(大濱会長) 料金のことではないのですが、基幹管路がだめになった場合、水がどこにも回らなくなります。仮に市民の皆様が、水源地へ水を汲みに行こうと思うと、一番遠い方でどのくらいでしょうか。

(事務局伊藤) 遠い方で、約3kmくらいでしょうか。市の対応として、応急給水の対応として、全体にいきわたるかどうかという問題はあるかと思えます。水源地に近い方の対応、遠くの方の対応を考えていかなければならないと思えます。防災体制については別に進めております。

(大濱会長) 何かございませんでしょうか。
文言となると思うのですが、委員の皆様からご意見をいただきましたので、もう一度作っていただけますか。

(事務局伊藤) 参考資料ですから、このようなまとめ方がいいのかどうか、第1回の審議会の資料に、下水道の前の答申書を添付いたしておりますので参考にさせていただき、皆様のご意見をまとめていくのが答申ですからご協議いただければと思います。

(松井委員) 私自身は、市の企業会計からすると、5年間という文言は反対です。

(大濱会長) 下水道の答申書の写しが第1回審議会の資料として添付してありますが、どのような形がいいでしょうか。答申内容も同時に提出されたのですか。

(事務局相浦) 審議した内容が、後々わかるようにという事で、答申内容として、審議された具体的な内容を記載されました。ですから、答申についての反対意見も、その他で盛り込んであります。平成20年の時の下水道料金の改正の答申です。

(大濱会長) 議論いただけると、下水のような形をとることもできるのではないかと。健全経営についても議論がありましたが、下水の答申書のような

形をとるのか、机上に配布されていた答申書の形をとるのか、形式的なことですが、ご意見いただければと思います。具体的に書こうとすると、下水のような形を取ることも考えられますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

皆様のご意見が反映できるのは、もしかしたら、下水道の形がいいのかもしれませんが。これに関していかがでしょうか。

(松井委員) 会長の提案に賛成します。

(大瀨会長) 答申を読んでいただき、是非、事務局にご意見をいただければと思います。

(事務局伊藤) 平成20年1月22日付けで出されました、下水道料金改定の答申を参考にし、本日配布いたしました協議資料、本日での問題点や課題等について、下水道の形式に置き換えた形で提出いたします。資料も必要になるかと思しますので、それを踏まえて作成いたします。それを確認いただき、修正等をしていきたいと思います。最終的な答申については、下水道の料金審議をしていただきながら、また、上水に戻るといった可能性があるかもしれません。

(大瀨会長) 市長に対しては、上、下水併せて答申するというのでしょうか。

(事務局伊藤) 併せて答申していただきたいと思います。

(大瀨会長) 上・下水併せて答申するというところでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(大瀨会長) では、併せて答申するというところでお願いします。

(事務局伊藤) 確認ですが、諮問は、下水道、上水道それぞれでお願いしておりますので、答申もそれぞれで作成し、同日に答申いただくということではよろしいでしょうか。

(大瀨会長) 皆様よろしいですね。

(事務局椛浦) 先ほどの、下水道料金体系の答申については、初めての時の答申ですので、下水道については、これに準ずることはありませんので、皆様でご協議いただいということになりますのでよろしく願いいたします。

(大瀨会長) では下水道についてよろしく願いいたします。

(事務局椛浦) 本日は、第1回目の資料説明をいたします。答申の付帯事項の中で、8番目、平成23年度以降の早い時期に下水道使用料の審議をおこなうこととなっています。前回の答申を受けて早い時期という事で、この時期に審議会に、諮問いたしました。この時の背景ですが、合併が

15年で、呂久は、平成9年に供用開始し、15年には、別府の下水処理場、平成16年度より西地区ということで、供用開始したばかりでした。まだ、繋ぎこみが少ない、これから水洗化が進むという状態でした。この時、諮問をさせていただきました。1^m当たり、180円の平均的な料金を値下げしたいということで、諮問いたしました。この時、今後の繋ぎこみの状況がわからないので、下げるのはいいが、概ね23年度以降に検証しなさい。となっています。審議内容については、資料を確認ください。諮問の主旨は、そのようになっています。

上水道より、決算書を配布させていただいておりますが、下水道では、瑞穂市下水道経営に関する指標を配布しております。処理区は3処理区です。瑞穂市全域の概ね10%のエリアで集合処理をおこないます。特定環境保全公共下水道事業は、巢南庁舎、南側に処理場があり、西小学校校区のエリアとしています。農業集落排水事業は、揖斐川の西側の呂久地区。コミュニティ・プラント事業は、穂積駅周辺です。この3処理区の経営状況が記載してあります。下水道が使える状態の時、供用開始時ですが、合併以降の状況が記載してあります。特定環境保全公共下水道事業ですが、平成16年度より供用開始しています。また、農業集落排水事業は、平成9年度、コミュニティ・プラント事業は、平成15年度より供用開始しています。特定環境保全公共下水道事業、一番上の欄が経過年数です。平成23年度をご覧ください。水洗便所設置済人口は、下水道に繋ぎこみをしている人口です。2,804人となっています。その下が、現在処理区域内人口です。西小学校区の人口は、23年度末4,398人です。その下が、水洗化率で、現在住んでいる方で、繋いでいる人口で割ったものとなっています。63.8%となっています。文言の説明は、資料と一緒に配布していますので、ご確認ください。1年目は、32.7%でした。農業集落排水事業は、97.0%、コミュニティ・プラント事業は、40.9%となっています。年間有収水量が、327,476^m、料金をいただいている水、使用料金としていただいている水の量です。年間汚水処理水量、処理場に入ってくる水量が327,476^mです。料金でいただいている水量と同じです。有収率は、有収水量を汚水処理水量で割ったものです。使用料収入が、56,630千円です。使用料単価が、172.93円です。使用料単価は、平均です。維持管理費が、47,130千円です。処理場、マンホールポンプがあります。資本費、これは投資的なもの、管路の整備等になりますが、115,978千円です。起債償還の部分でもあります。汚水処理原価（維持管理費+資本費）は、維持管理費と資本費をたして、年間有収水量で割って1,000を乗じたもの498.08円です。汚水処理原価を維持管理費だけで見ますと、1^m当たり処理するのにいくら掛るかということで、1^m当たり143.92円です。汚水処理原価（資本費）は、資本費を年間有収水量で割って、1,000を乗じたもので354.16円です。経費回収率（維持管理費+資本費）は、使用料単価を汚水処理原価（維持管理費+資本費）で割ったもので34.7%。経費回収率は維持管理費だけの場合ですと、回収率は、120.2%となります。収入は、使用料金と残りは一般会計の繰入金となります。繰入金は87,441千円となっています。内訳については、次回ご説明いたします。基準内繰入が下の段にあります。説明すると長くなりますので、次回お話しすることといたしま

す。下水道として、3会計を経理しています。農業集落排水事業については、水洗化率が、97.0%。維持管理費と資本費を足した経費回収率が、32.7%。維持管理費だけの経費回収率が、63.7%となります。コミュニティ・プラントは、水洗化率が、40.9%。維持管理費と資本費を足した経費回収率が、16.5%。維持管理費だけの経費回収率が、90.3%となります。特徴といたしましては、農業集落排水事業については、供用開始当初、約3年間で接続率が、概ね90%となりました。ところが、規模が小さいために、地域的な要件もあります。水を使われる量が減ってきております。現在、100%あった経費回収率が、63.7%となっています。特環につきましては、120.2%ですが、水洗化が進んできたことによって、維持管理費だけは十分賄えるようになり、維持管理費から資本費にまわすお金が出てきています。ただ、水洗化率の伸び悩みということがあります。コミュニティ・プラントにつきましては、平成15年の8.1%から、平成23年は40.9%となっています。西地区よりは、若干伸びつつあるということです。答申の付帯事項の施策等については、後ほどご説明させていただきます。現在の経営状況と、答申に基づいて私どもがやってきた施策をご説明し、現在の料金について再検討していただきたいと思っております。

(大濱会長) わかりづらかった用語等がありましたらお尋ねいただければと思います。

(松井委員) 人口は出ておりますが、家の戸数はわかりますか。

(事務局椛浦) 次回お持ちします。

(大濱会長) その他何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

次回の審議会については、水道料金の答申書の確認をしようということ。ご意見等がありましたら、事務局へご連絡ください。答申書の確認が取れましたら、下水道の使用料に関する審議について進めていきたいと思っております。

(次回開催日 調整)

(大濱会長) 次回は、2月25日午前9時30分からです。本日はありがとうございました。